【表紙】

【提出書類】 訂正報告書

【根拠条文】 法第27条の25第3項

【氏名又は名称】 弁護士 白井真

【住所又は本店所在地】 東京都港区赤坂4-7-15 陽栄光和ビル5階 光和総合法律事務所

【報告義務発生日】 該当事項なし

【提出日】 令和2年12月3日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 該当事項なし

【提出形態】 該当事項なし

【変更報告書提出事由】 該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	イノテック株式会社
証券コード	9880
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	カイザー・キャピタル・ホールディングス・リミテッド (Kaiser Capital Holdings Limited)
住所又は本店所在地	英国領ヴァージン諸島、VG1110、トルトラ島、ロードタウン、ウィックハム ズケイ2、ビストラコーポレイトサービシズセンター
事務上の連絡先及び担当者名	光和総合法律事務所 弁護士 野原俊介
電話番号	03-5562-2643

2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ティン・パン・ワン・レイモンド (TING Pang Wan Raymond)
住所又は本店所在地	中華人民共和国香港、オールドピークロード
事務上の連絡先及び担当者名	光和総合法律事務所 弁護士 野原俊介
電話番号	03-5562-2643

3【提出者(大量保有者)/3】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マディソン・インベストメント(チャイナ)・リミテッド(Madison Investment (China) Limited)
住所又は本店所在地	中華人民共和国香港特別行政区湾仔、グロスター通り56、東亜銀行ハーバー ビューセンター28階
事務上の連絡先及び担当者名	光和総合法律事務所 弁護士 野原俊介
電話番号	03-5562-2643

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年10月13日
訂正箇所	令和2年11月2日に提出した報告義務発生日を平成29年10月13日とする「大量 保有報告書」について、以下のとおり訂正し、委任状を差し替えます。

(訂正前)

【表紙】

(訂正後)

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

- 2【提出者(大量保有者)/2】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ティン・パン・ワン・レイモンド (TING Pang Wan Raymond)
住所又は本店所在地	中華人民共和国香港特別行政区、ウェルフェア通り
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

- 2【提出者(大量保有者)/2】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ティン・パン・ワン・レイモンド (TING Pang Wan Raymond)
住所又は本店所在地	中華人民共和国香港、オールドピークロード
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	